

記載要領

1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
- ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
- ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
- ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
- ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
- ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- （２） ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
- ②新たに営業所を追加した場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。

3 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。

8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。

9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。